

# 朝早くからの作業 大変ありがとうございました!

老人クラブ連合会 旧神社跡地草刈り作業

## 🗑️ マスク回収ボックスの設置 🗑️

～ご寄付いただきましたマスクは町内福祉施設等へお届けします～

当麻町社会福祉協議会及び当麻町ボランティアの会では家庭で使わない布マスク（市販・手作り）や不織布マスクなど 未使用の新品マスク を集めています。

回収ボックスは役場受付窓口近くに設置しておりますので、みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

※なお、ご寄付いただく際は衛生面を考慮し、透明のビニール袋 などに入れた状態で回収ボックスにお入れください。

◎社協事務局に直接持ってきて頂いても構いません。  
 （当麻町4条東2丁目16-3 農村環境改善センター1階）



社協の事業は、みなさんの「会費、賛助会費、法人会費、寄付金など」によって支えられています。

## 令和2年度 事業計画・重点事項

◆ **法人運営の推進** …安定した法人運営を遂行していくために、社会福祉協議会の強化及び効率的な運営を図ります。

- ① 理事会・評議員会・委員会の開催
- ② 役職員の研修
- ③ 会員の拡大と経営基盤の強化
- ④ 福祉サービスに関する苦情解決体制の充実
- ⑤ 広報紙「社協だより」の発行
- ⑥ 新会計基準による会計処理

◆ **地域福祉の推進** …地域での支え合いの大切さを見直し、そこに住む人々が自主的かつ継続的に支え合う活動を続けられる地域づくりをめざして、各種事業を推進します。

- ① 一人暮らし高齢者のお楽しみ会
- ② 友愛訪問事業
- ③ 母子・父子の集い
- ④ 障がい者福祉の集い
- ⑤ 低所得者への支援（資金貸付事業）
- ⑥ 当麻町共同募金委員会と連携を強化し募金の推進
- ⑦ 心配ごと相談所・無料法律相談所の開設
- ⑧ 車椅子貸与事業
- ⑨ ふれあいサロン事業
- ⑩ ふまねっと運動の推進
- ⑪ 日常生活自立支援事業

◆ **ボランティア活動の推進** …ボランティアの活動分野も多様で幅広いが、福祉活動をメインに支援と連携を進めます。

- ① ボランティアセンターの設置
- ② ボランティアの会への支援
- ③ ボランティア協力校への支援
- ④ ふまねっと運動の推進

◆ **介護保険事業の推進** …介護保険制度のもとで、介護支援専門員・訪問介護員等が要支援・要介護の認定を受けた方に対し、適切な在宅サービスを提供します。

- ① 居宅介護支援事業
- ② 訪問介護事業

◆ **障害者総合支援事業の推進** …障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、社会参加の促進や余暇活動を積極的に支援します。

◆ **町受託事業の推進**

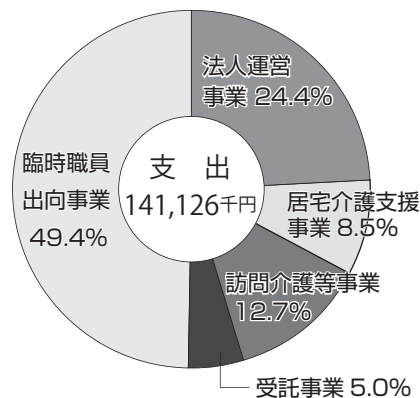
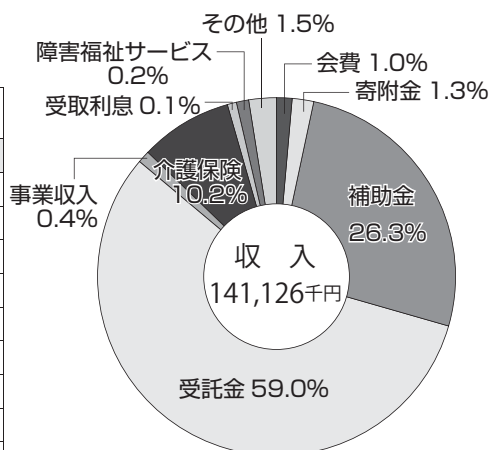
- ① 生活支援体制整備事業「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」配置
- ② 介護予防普及啓発事業「運動器機能向上コース（フレイル予防コース）」
- ③ 訪問調査
- ④ 生活援助ヘルパー派遣事業
- ⑤ 外出支援サービス事業
- ⑥ 除雪サービス事業
- ⑦ 地域生活支援事業（移動支援事業）
- ⑧ 子育て総合センターへの職員出向
- ⑨ 上川中部基幹相談支援センターへの職員出向

◆ **福祉関係団体等活動の支援（13団体）**

### 令和2年度 一般会計 収支予算

収入		
区分	予算額	備考
会費収入	1,317	
寄附金収入	1,900	
経常経費補助金収入	37,087	町補助金・共同募金配分金
受託金収入	83,330	
事業収入	594	
介護保険事業収入	14,496	
障害福祉サービス等事業収入	322	
受取利息配当金収入	4	
その他の収入	2,076	
合計	141,126	

支出		
区分	予算額	備考
法人運営事業	34,468	事務局運営・地域福祉事業等
居宅介護支援事業	12,005	介護サービス計画作成業務
訪問介護等事業	17,848	ホームヘルパー派遣業務
受託事業	7,068	外出支援サービス・除雪サービス等
臨時職員出向事業	69,737	職員出向事業
合計	141,126	





## 令和元年度 一般会計 収支決算

収 入 (単位：円)			支 出 (単位：円)		
区 分	決算額	備 考	区 分	決算額	備 考
会 費 収 入	1,320,500		法 人 運 営 事 業	31,234,070	事務局運営・地域福祉事業等
寄 附 金 収 入	2,181,482		居 宅 介 護 支 援 事 業	11,834,328	介護サービス計画作成業務
経 常 経 費 補 助 金 収 入	34,567,189	町補助金・共同募金配分金	訪 問 介 護 等 事 業	17,288,817	ホームヘルパー派遣業務
受 託 金 収 入	74,837,031		受 託 事 業	5,584,437	外出支援サービス・除雪サービス等
事 業 収 入	399,200		臨 時 職 員 出 向 事 業	63,500,583	職員出向事業
介 護 保 険 事 業 収 入	13,101,440		次 年 度 繰 越 金	13,151,467	
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 等 事 業 収 入	317,510		合 計	142,593,702	
受 取 利 息 配 当 金 収 入	312				
そ の 他 の 収 入	2,932,742				
施 設 整 備 等 補 助 金 収 入	2,170,090	日本郵便・町補助金			
前 年 度 繰 越 金	10,766,206				
合 計	142,593,702				

### 役員・評議員変更のお知らせ

- 新役員 任期：令和2年6月15日～  
(敬称略) 令和3年度定時評議員会の終結の時まで  
理 事 ・ 高 谷 博 之 ・ 杉 本 敬 子
  - 新評議員 任期：令和2年5月27日～  
(敬称略) 令和3年度定時評議員会の終結の時まで  
・ 樋 口 正 男 ・ 平 一 人  
・ 梁 川 則 子 ・ 竹 森 茂 雄
  - 退任された方々 (敬称略)  
退任された方には、長い間社協活動にご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。  
【副会長】長縄 芳一 【理事】菅原 笑子  
【評議員】・波多野 守 ・高谷 博之  
・門脇 恒子 ・山村 美勝
- なお、3月31日で長縄芳一副会長が退任され、新たに菅田信博副会長が就任されましたのでお知らせいたします。

### 令和2年度 社協会費のお願い

～当麻町社会福祉協議会は当麻町のみなさんの参加により運営されています～

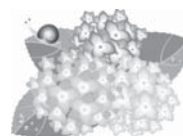
皆さまからの会費を財源として、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向け、様々な事業を行っております。皆さま一人ひとりのご協力が地域活動を支えます。皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

なお、普通会費及び賛助会費については、今年も8月に行政区長さんを通じて依頼しますので、よろしく願います。

【普通会員】 500円

【賛助会員】 1,500円

【法人会員】 3,000円



### ～令和2年度母子・父子の集い中止のお知らせ～

毎年夏に開催しています、小学生以下のお子さんがある母子家庭と父子家庭の方を対象とした「母子・父子の集い」については、今年度は新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、やむなく中止することとなりましたのでお知らせいたします。

来年度、楽しい企画を用意いたしますので、たくさんの参加をお待ちしております！！



### 【老人クラブ連合会】

#### 一人暮らし高齢者 お楽しみ会の中止について

毎年、町内の70歳以上の一人暮らしの方を対象としたお楽しみ会については、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、参加者の健康、安全を考慮し中止することとなりましたのでお知らせいたします。

来年度のたくさんの参加をお待ちしております。



### 職 員 紹 介



採 用 (4月1日付)

生活支援コーディネーター

川 西 玉 江

4月1日より生活支援コーディネーターとして、社会福祉協議会で勤務させて頂いております。

地域のニーズにあった新たな福祉サービス発掘やコーディネートする役割を担い、福祉サービスの構築を進め、そのニーズに合ったサービスを適切な事業所や関係機関に繋げていきます。戸別又は各地域での集まり・サークル等など各地域を巡回させていただきますので、皆さんの情報やご意見をお聞かせください。



採 用 (7月1日付)

訪問介護員

荻 生 祐 三 子

社会福祉協議会の訪問介護員として勤務させて頂いております。

今後ともご支援・ご協力をよろしくお願い致します。



新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で生活資金にお困りではありませんか…？

## 生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

◆ 本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります ◆

**貸付対象** 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（生活保護受給世帯は対象となりません）

**貸付限度額** 以下の①～⑥に該当する場合、一世帯につき1回限り20万円以内

- ①世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいる場合
- ②世帯員に要介護者がいる場合
- ③4人以上の世帯である場合
- ④世帯員に子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる場合
  - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子
  - ・風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子
- ⑤世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足する場合
- ⑥上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合  
その他の場合、一世帯につき1回限り10万円以内

**期間等** ・据置期間：貸付の日から1年以内 ・償還期間：据置期間終了後2年以内  
・貸付利率：無利率 ・保証人等：不要

### ～申し込みに必要なもの～

- ・借入申込者の身分を証明できるもの（健康保険証・運転免許証等）
- ・世帯全員の住民票（※マイナンバーの記載のないもの） ・印鑑
- ・借入申込者の預金通帳またはキャッシュカードの写し
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことの確認書類（給与明細・通帳等）

※生活福祉資金には、緊急小口資金の特例貸付のほか、総合支援資金（生活支援費）の特例貸付があります。

## 総合支援資金（生活支援費）特例貸付のご案内

**貸付対象** 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯（生活保護受給世帯は対象となりません）

**貸付限度額** ・単身世帯…月15万円以内 ・2人以上…月20万円以内

**貸付期間** 原則3カ月以内

**期間等** ・据置期間：最終貸付の日から1年以内 ・償還期間：措置期間終了後10年以内  
・貸付利率：無利率 ・保証人等：不要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申込みは原則郵送で受け付けします。

申込みを希望する方は、北海道社会福祉協議会ホームページより申請書類をダウンロードし、必要書類とあわせて当麻町社会福祉協議会にお送りください。

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

受付  
問い合わせ

受付期間  
9月末まで

〒078-1314 当麻町4条東2丁目16番3号  
当麻町農村環境改善センター内

社会福祉法人 当麻町社会福祉協議会

TEL .0166-84-5711

受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで

特例貸付コールセンター：フリーダイヤル0120-321760 受付時間：9:00～18:00（※土日・祝日を含む）

生活あんしんセンターでは  
こんな給付制度も行っています！

**住居確保給付制度**

- Q1** 「住居確保給付制度って…？」  
**A** 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失又は喪失するおそれのある方を対象とした給付制度です。
- Q2** 「どんな方が対象になるの…？」  
**A** 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方。
- Q3** 「支給期間・支給額・支給方法は…？」  
**A** 原則3カ月とし、月ごとに家賃額を支給します。支給方法は上川総合振興局(北海道)から不動産業者等の口座に振込むものとします。  
 ※滞納した家賃に充当することはできません。
- Q4** 「どこで相談して申請したらいいの…？」  
**A** かみかわ生活あんしんセンターで受付から申請までの支援を行っています。詳しい受給要件等につきましても、かみかわ生活あんしんセンターへお問い合わせください。

お問い合わせ ※相談無料

自立相談支援事業所 かみかわ生活あんしんセンター  
 旭川市豊岡1条2丁目1-16 桜井ビル3F  
 TEL: 0166-38-8800 FAX: 0166-33-0021  
 ☑ : anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

7月の **予約制・相談無料!**  
**生活・仕事相談会**  
 をひらきます!

もし、誰にも相談できずに困っている事があれば一緒に考えましょう。まずは、ご連絡ください。

- 開催日……7月16日(木)
- 時間……①13:00～13:50  
②14:00～14:50
- 場所……当麻町まともーる 他  
当麻町3条東2丁目11-1
- 申込方法…開催日前日の15時までに電話・メールでお申し込みください。

☎ (0166) 38-8800

- Q. どんな相談でも大丈夫ですか?  
 A. 生活困窮・家族のことなども大丈夫!
- Q. かみかわ生活あんしんセンターってどんなところですか?  
 A. 北海道上川総合振興局がつくった相談窓口です。
- Q. ほかの町の相談会に行ってもいいですか?  
 A. ご都合がつかない方はご連絡ください。

※新型コロナウイルスの関係で相談会場が急きょ変更になることがありますのでご了承ください。  
 ※職員はマスク着用で対応させていただきます。

母子家庭等就業・自立支援センター  **ひとり親家庭の皆様が安心して暮らすことができるように!**

**無料職業紹介所**

相談内容

- お仕事を探したい、どんな仕事ができるかしら?
- 仕事をしているけど、スキルアップして転職したい!
- 子どものことが気になり、なかなか仕事につけない…などなど



**巡回相談**

**仕事のこと 子育てのこと 生活のこと**

- 上川管内にお住まいで、ひとり親の方、ひとり親になる予定の方
- 養育費や面会交流、ひとり親の制度利用等いっしょに考えてみませんか?
- 電話・メールで事前にご連絡いただければ日程を調整し、ご訪問いたします。

**無料法律相談**

**養育費 面会交流 債務 離婚**

場 所…旭川市ときわ市民ホール  
 (旭川市5条通4丁目)  
 開催日…7月22日(水)・8月25日(火)  
 9月25日(金)・11月25日(水)  
 時 間…13:30～15:30 定員4名(1人30分)

解決が難しい課題について、弁護士による無料法律相談を実施しています。ひとりで悩まずに御相談ください。  
 ※本人以外のご相談は受付できません。  
 ※託児をご利用の方は、お子様の氏名と年齢をお知らせください。  
 ※旭川市・上川管内・留萌管内・宗谷管内にお住まいの方で、ひとり親の方、ひとり親になる予定の方を対象としています。

お問い合わせ・お申し込み

福) 旭川市社会福祉協議会 **母子家庭等就業・自立支援センター**  
 〒070-0035 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階

お気軽にご相談ください

TEL (0166) 21-7181 FAX (0166) 23-1118

北海道および旭川市からの受託事業です ☑ boshi@north.hokkai.net



### 令和元年度 忠魂顕彰会 収支決算

収入 (単位：円)		
区分	決算額	備考
寄附金	633,450	2,180戸
前年度繰越金	97,081	
雑入	19,001	地区遺族会供物料等
合計	749,532	

支出 (単位：円)		
区分	決算額	備考
事務費	64,863	役員会経費・郵便・コピー代等
事業費	353,457	万灯会・忠魂祭等
積立金	150,000	忠魂碑改修資金
奉賛金	40,000	
予備費	5,788	
次年度繰越金	135,424	
合計	749,532	

※8月13日に開催する予定でした「万灯会法要」は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止します。

### 心配ごと相談 開催日のお知らせ

ささいな出来事の相談等々、内容は問いません。

(敬称略)

月日	曜日	相談員	
7月27日	月	杉山光男	門脇幸夫
8月5日	水	菅克則	御池日出雄
8月25日	火	中島よし子	杉山光男
9月7日	月	門脇幸夫	御池日出雄
9月25日	金	藤尾義次	菅克則
10月5日	月	中島よし子	御池日出雄
時間	午後1時～4時		
場所	農村環境改善センター 1階 第2会議室		

(相談員並びに場所については、変更になる場合がありますので予めご了承ください)

※6月18日をもって、相談員の高谷博之さんが退任され、新しく藤尾義次さんが就任されましたのでお知らせします。

### ふれあい 思いやり あふれる まちづくりをめざして

### 「ふれあいサロン開催のお知らせ」

○開設回数→月2回(第2・第4水曜日) ○開設時間→午前10時～午後3時まで

※その他、週に3日(月・水・金)「第3研修室」を開放しております。

テレビやビデオ、囲碁に麻雀と色々用意しておりますので、自由にご利用下さい。

※マスクの着用をお願いいたします。



### ふれあいサロン開催日カレンダー

令和2年 7月						8月						9月						10月									
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			①	2	③	4							1			1	②	3	④	5					1	②	3
5	⑥	7	⑧	9	⑩	11	2	③	4	⑤	6	⑦	8	6	⑦	8	⑨	10	⑩	12	4	⑤	6	⑦	8	⑨	10
12	⑬	14	⑮	16	⑰	18	9	10	11	⑫	13	⑭	15	13	⑭	15	⑮	17	⑯	19	11	⑫	13	⑭	15	⑮	17
19	⑳	21	㉒	23	24	25	16	⑰	18	⑱	20	㉑	22	20	21	22	㉓	24	㉔	26	18	⑱	20	㉑	22	㉓	24
26	㉗	28	㉘	30	⑳		23/30	㉔/31	25	㉖	27	㉘	29	27	㉘	29	㉚				25	㉖	27	㉘	29	㉚	31

●印はサロン開設日です。○印はサロン開放日です。自由にご利用下さい。開放時間：午前10時～午後3時

### 7月は「社会を明るくする運動」強調月間です!

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。更生保護へのご理解、ご協力をお願い致します。



村椿町長へ内閣総理大臣メッセージ伝達



スポーツセンター道道前啓発のぼりの設置



この社協だよりは、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています。